

◆日本共産党の見解を紹介します。

http://toride.jcpweb.net

メール jcp.toride@blue.ocn.ne.jp

◆ご意見、ご要望をお寄せください。

明るい取手

2013年3月31日(日)

発行:日本共産党取手市委員会

取手市井野3-19-6 TEL.72-7816

生活のお困りごとなどお気軽にご相談を

- 高木晶市委員長/TEL:74-2004
- 加増みつ子市議/TEL:74-8154
- 遠山ちえ子市議/TEL:83-8290
- 鈴木きよし市議/TEL:74-8160
- 関戸 勇市議/TEL:78-0500

一步前進

子どもの医療費無料、「小学卒業まで」に拡大

ようやく、取手市でも実現

10月から実施されます。

22日、3月定例取手市議会が閉会。「福祉・教育」がないがしろにされ、駅前開発・ハコもの建設に膨大な税金が投入される中、ようやく「子どもの医療費」助成の拡大が実現しました。県の事業では小学3年生まで無料(所得制限あり)です。平成25年度予算に、取手市の独自の施策として小学卒業までの無料化(所得制限なし)の費用約3,500万円がおり込まれました。実施は準備が時間がかかるとして10月からとなる予定です。

この「子どもの医療費無料化拡大」は、これまで新日本婦人の会、母親など多くの市民が求めてきたものです。日本共産党も市議会でも何度もとりあげてきました。

子ども医療費無料化のこれまでの経緯、今回の拡充内容は裏面を参照下さい。

裏面に続く

近隣の市町村は「中学卒業まで」

近隣の市町村では「中学校卒業まで」に拡大されており、取手市もさらなる拡大が望まれます。あと約3,500万円で、取手市でも「中学校卒業まで」の医療費無料化が実現できます。

自治体独自で「中学卒業まで」拡大を実施(予定)している近隣の市町村

すでに実施している/守谷市、牛久市、稲敷市、土浦市、かすみがうら市、利根町、美浦村

実施を予定している/龍ヶ崎市(4月から実施予定)、つくば市(10月から実施予定)、阿見町(4月から実施予定)

衆院選「即時無効」 広島高裁岡山支部

小選挙区制廃止 決断する時

一連の衆院選無効訴訟で違憲判決が相次ぎ、戦後なかった選挙無効判決も2件出ました。違憲立法審査権を持つ唯一の国家機関である裁判所が違憲や無効の判決を出したことは、きわめて重いものです。

現行の小選挙区制は当初から「1票の格差」が2.3倍以

上あり、日本共産党は「国民主権と投票価値の平等」という憲法原則を二重三重に踏みこむ違憲の立法であって、断じて許すことができない」と一貫して反対してきました。

ところが、自公民などが小選挙区制度に固執し続けた結果、昨年12月の総選挙では、

「1票の格差」が2.43倍にまで拡大しました。違憲・無効判決は小選挙区制にしがみつき、「0増5減」などという小手先の対応でことを済ませてきた自公民などの責任を厳しく断罪したものといえます。

一人で悩まずにお電話を
生活相談・労働相談/弁護士無料法律相談
TEL.72-7816

しんぶん 赤旗

日刊 ●月 3,400円
日曜版 ●月 800円

“談合疑惑” 住民訴訟へ

「(仮称)取手駅西口開発の住民訴訟をすすめる会」発足へ
住民監査請求人(7名)ら参加をよびかけ

1月8日、取手市が「本命事業者以外の参加を排除し、違法・不当に公正な競争を妨害し、公有地を安く売却、取手市に損害を与えた」ことから、市長及び職員2名に対し、市が被った損失5900万円の返還を求めた住民監査請求がなされました。3月8日、取手監査委員(2名)は「不当な財産の処分に当たらず、市に損害が生じているとは認められない」と、取手市側の言い分を認め監査請求を棄却しました。

準備会の連絡先は下記の通りです。

■小泉真理子 090-3220-4069 ■石井喜久雄 090-5508-2411 ■高木 晶 090-6014-0120

これに対し、監査請求人は監査結果は到底認められず、違法・不当な入札談合を正すべく住民訴訟を行うとしています。

住民訴訟にあたり、請求人らは「(仮称)取手駅西口開発の住民訴訟を進める会」発足に向けて、4月14日、取手市立福祉交流センターで「発足のつどい」(右記)を計画、市民の参加をよびかけています。

「(仮称)取手駅西口開発の住民訴訟をすすめる会」

発足のつどい

4月14日(日) 午後2時~

取手市立福祉交流センター

取手市役所構内 どなたでも参加できます。

公有地売却の「談合疑惑」が問題となっている土地



取手駅西口の駅ビルボックスビル駐車場ビル

住民訴訟(じゅうみんそしょう)とは、住民が自ら居住する地方公共団体の監査委員に住民監査請求を行った結果、監査の結果自体に不服、又は監査の結果不正・違法な行為があったにもかかわらず必要な措置を講じなかった場合などに裁判所に訴訟を起こすことができるという制度。

子ども医療費無料化のこれまでの経緯、今回の拡充内容

下表は本紙編集部がまとめたものです。

	茨城県の制度	取手市独自の助成				
		0～小学校就学前	小学1～3年生	小学4～6年生	中学生	高校生
平成17年～	小学入学前まで ■外来／1回 600円 月2回(限度額1200円)まで本人負担 ■入院／1日 300円 月10回(限度額3000円)まで本人負担(食事代は有料) ■医療費／2割本人負担	平成17年から取手市は「ぬくもり医療支援事業」で外来・入院・医療費の無料化(所得制限なし)を実施	助成なし	助成なし	助成なし	助成なし
平成21年7月～	(所得制限あり)	■外来／1回 600円 月2回(限度額1200円)を本人負担・有料化(所得制限なし)に。	助成なし	「ぬくもり医療支援事業」で入院費についてのみ助成 ■入院(医療費含む)／1日 300円月10日(限度額3000円)・(所得制限あり)は個人負担	助成なし	助成なし
平成22年10月～現在	小学3年生までに拡大 ■外来／1回 600円 月2回(限度額1200円)まで本人負担 ■入院(医療費含む)／1日 300円 月10日(限度額3000円)まで本人負担(食事代は有料) (所得制限あり)		県の制度に同じ ■外来／1回 600円 月2回、入院／1日 300円 月10日(限度額3000円)まで本人負担(所得制限あり)。			助成なし
平成25年10月～	小学3年生まで ■外来／1回 600円 月2回(限度額1200円)まで本人負担 ■入院(医療費含む)／1日 300円 月10日(限度額3000円)まで本人負担(食事代は有料) (所得制限あり)	平成25年10月から、市は「ぬくもり医療支援事業」で医療費を無料化(所得制限なし)を実施。ただし、外来／1回 600円 月2回(限度額1200円)の本人負担はあり。			「ぬくもり医療支援事業」で入院費についてのみ助成 ■入院(医療費含む)／1日300円月10日(限度額3000円)(所得制限あり)は個人負担	助成なし
他県・県内市町村の状況	<ul style="list-style-type: none"> ●県内44市町村のうち21市町村で「中学まで」の医療費無料化を実施。龍ヶ崎市、守谷市、阿見町から平成25年度から実施することになっている(茨城新聞2013.1.24日付)。 ●全国で40を超える自治体で「高校卒業までの医療費無料化」が実施されている。 					

え～取手市役所の分庁舎できる

市が購入した旧東電ビル(西2丁目)に

「こども発達センター」移転

旧高須小学校に設置されていた「こども発達センター」は老朽化や耐震性の不安から、施設の移転が検討されてきました。

今回の「発達センター」の「旧東電ビル1階」への移転は、関係者に望まれてきたことでもあり歓迎されています。

保育所・学校は削減、行政棟は拡大 市民が使える公共施設こそ必要

一方で、都市整備部(都市計画課、建築指導課、中心市街地整備課、区画整理課)が建物2階に入居し分庁舎化することについて「藤代庁舎に空きフロアがあるのに、東電の「空きビル」を新たに購入しての行政棟拡大はなぜ」と、取手市の、保育所と学校の統廃合、廃止施設の売却を進めながらの分庁舎化に疑問の声が寄せられています。

「旧東電ビル」など、市内の障がい者団体の活動拠点をつくってほしいなどが要望され、市は「公共施設マネジメント」の中で検討するとしていましたが、これらの方針があきらかにされないまま、市の一方的な扱いが横行してしています。

市民が必要とする、市民が使える施設づくりが大切ではないでしょうか。

取手市農産物直売所設置へ

■実施主体／JA茨城みなみ ■場所／桑原

JA茨城みなみによる「農産物直売所設置計画」が、3月定例市議会の中で明らかにされました。

建物建設工事費、付帯設備、設置工事費の5480万円(土地代含まず)の2分の1相当額2700万円を平成25年度予算化しました。残りはすべてJA茨城みなみが負担するとしています。

構造	/ 木造平屋建て
床面積	/ 220m ² (66.55坪)
敷地面積	/ 2514m ² (726.00坪)
駐車場面積	/ 2294m ² (695.45坪)
来客者用約40台を予定	



市議会予算資料から作成、地図はGoogleから

デフレ
脱出へ

賃上げと雇用の安定を

日本共産党